指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 古郡建設株式会社

住所:埼玉県深谷市稲荷町2-10-6

2.指名停止措置期間 自 令和6年1月31日 1ヶ月

至 令和6年2月29日

3. 事実概要

古郡建設株式会社は、深谷市発注の皿沼浄水場更新工事で発生した事故において、熊谷労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和5年11月13日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第15号〉

(旧石厅正旧直安原的农务工务10万/	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は	当該認定をした日から1ヵ日以上0ヵ
不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると	
認められるとき。	

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564